

# 独立行政法人海技教育機構の見直し

令和2年9月25日

国土交通省

## 第1 基本的な考え方

独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、全国に海上技術学校4校、海上技術短期大学校3校及び海技大学校と5隻の大型練習船を擁する船員養成のための学科教育と練習船による航海訓練を通じた一貫教育を実施する船員養成機関として、新人船員を養成するとともに、船員に対する実務訓練を実施し、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施している。また、機構の学生生徒のほか、文部科学省所掌の船員養成機関である大学及び高等専門学校对学生に対し、大型練習船による航海訓練を実施し、海技免許の取得に必要な乗船履歴を付与している。我が国の基幹的な船員養成機関である機構は、海運業界、船員養成機関である大学及び高等専門学校等、関係機関と良好に連携し船員養成を実施するとともに、我が国の将来に向け、海事国際機関や諸外国の船員養成機関との協調と連携を図り、世界の海事産業の発展に貢献することが求められている。

「海洋基本法」（平成19年法律第33号）第20条において、「国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるもの」とされており、機構には船員教育の核として今後とも優秀な船員養成を安定的・持続的に実施することが求められている。

機構の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関である独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

## 第2 事務及び事業の見直し

### 1. 船員養成事業

#### (1) 学校体制の改革

海上技術学校及び海上技術短期大学校で行っている四級海技士養成課程については、国土交通省に設置された「船員養成の改革に関する検討会」での検討や業界ニーズを踏まえ、海上技術学校の短期大学校への移行及び航海・機関両用教育から航海・機関それぞれの専科教育への移行を進める。その第一弾として、令和3年4月に小樽海上技術学校を航海科専門校となる小樽海上技術短期大学校として養成定員を10名増やした上で新たに開校させ、次期中期目標期間は、機構全体の養成定員を400名としてスタートさせる。また、学生募集の強化を図る。

#### 【上記措置を講ずる理由】

「内航未来創造プラン」(平成29年6月)において、船員の安定的・効果的な確保・育成に向けた具体的施策としては、「高等海技教育の実現に向けた船員教育体制の抜本的改革、499総トン以下の船舶における船員の確保・育成策等の船員のための魅力ある職場づくり等による船員への就業・定着の推進、船員配乗のあり方の検討等の働き方改革による生産性向上に取り組むことが必要である。」とされている。その中には、高等海技教育の実現に向けた船員教育体制の抜本的改革として、「現在、機構においては内航海運業界のニーズや最近の技術革新等に適応した優秀な船員の養成、内航海運に従事する船員の高齢化の進展による船員不足への対応のため、船員教育における質の向上と内航船員養成数の拡大を実現することが求められている。」とある。

#### (2) 新人船員教育(三級海技士課程)

海技大学校が実施している三級海技士課程(海上技術コース)の対象要件を見直し、更に幅広いリソースから人材確保できる課程を拡充する。

#### 【上記措置を講ずる理由】

外航日本人船員は運航要員としてのみならず、船社における運航管理業務全般への対応や営業支援要員としての役割も期待されている。海技大学校には海運会社に採用された一般大学卒業者を対象とした2年間の養成コースはあるが、それ以外の一般大学卒業者を対象とした養成コースがないため、効率的かつ効果的に新人船員教育を実施できるよう見直し、整理する必要がある。

### (3) 既存船員に対する教育

既存講習の見直しを行い、講習数の縮減を行うとともに業界のニーズに適した講習を実施できるよう合理化を図る。また、業界のニーズを取り入れながら既存講習の改善を図るとともに、時代に合った新たな要望に基づく講習の新規開講に取り組む。

#### 【上記措置を講ずる理由】

海技大学校では既存船員向けの講習を業界からのニーズを受け実施している。しかし、受講者数の少ない講習も存在することからこれら既存講習に対するニーズを調査し、縮減することで合理化を進める必要がある。

## 2. 研究業務

前中期目標期間における研究業務は、研究発表や論文件数を重視した目標設定や評価指標であった。研究活動で重要なのは件数のみならずその研究成果を社会、海事教育機関や海運業界等へ還元し活用することである。こうしたことから、業界のニーズを踏まえた研究テーマに関する研究活動を促進し、船員教育及び船舶運航の質の向上を図り、もって研究成果の活用と普及の観点から評価できる仕組みとする。

#### 【上記措置を講ずる理由】

社会、海事教育機関や海運業界等のニーズを踏まえた研究活動の実施と、研究内容の質の向上を図る必要がある。また、その研究から得られた結果、成果を船員教育、船舶運航の質の向上に活用するとともに普及活動の促進と強化を図ることが必要である。

## 3. 海事広報の強化

ICT (Information and Communication Technology) を用いた情報発信を実施し、海事思想の一層の普及を図る。

## 【上記措置を講ずる理由】

新型コロナウイルスの影響を受けつつも、海事広報活動の実施、強化が必要である。感染症予防対策に努めつつ、特殊な状況下における広報活動について見直し、引き続き次世代を担う若年層の海・船への関心を高めるための広報活動を実施する。リモート海洋教室、一般公開等、ICT や多様な手段を活用した情報発信を積極的に行うよう見直しを図る。

## 第3 組織の見直し

### 1. 組織形態の見直し

機構は、船員養成のための学科教育と練習船による航海訓練を通じた一貫教育を実施する船員養成機関として、新人船員を養成するとともに、船員に対する実務訓練を実施している。また、海運業界、船員養成機関である大学及び高等専門学校等、関係機関と良好に連携し、船員教育の核として今後とも優秀な船員養成を安定的・持続的に実施することが求められているため、引き続き、現在の組織形態を維持する。

### 2. 組織体制の整備

必要最小限の組織により効率的かつ効果的に業務を運営しているが、船員需要や少子化等による変化に対応しつつ、効率的かつ効果的な船員教育、船員養成及び組織運営を継続するため、組織体制の再編と職員配置の見直しを行う。

### 3. 教員、教官の確保・育成の検討

教員、教官確保の観点では、新卒採用においては平成 30 年度から学校教員及び練習船教官の共通採用を開始したところであり、学校教員と練習船教官さらには練習船部員を交えた多様なキャリアアップ形成を検討する。また、優秀な職員の採用や離職者の減少のためには良好な職場環境の形成が不可欠であることから、「職員の働き方改革」をテーマに業務等の問題点を整理した上で、その結果を踏まえて着実に改善策に取り組む。さらに、採用ソースの拡大、離職者減、中途採用・再雇用の推進、女性活躍推進等についてさらに検討を進め改善策に取り組む。

教員、教官の採用・育成の観点では、令和 2 年 3 月に発生した教員の不祥事

案を受け、第三者検討委員会からの提言を踏まえた新たな対応を実施し、高い専門性と指導性を兼ね備えた優秀な教員、教官を採用・育成する。

#### 第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取り組みを行う。

##### 1. 業務運営体制の整備

###### (1) 管理運営の効率化

これまで、各業務の見直しを実施し効率的な業務運営体制を整備してきたところであるが、引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努める。

###### (2) 内部統制の向上

機構は、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）に基づき、内部統制の推進体制を整備するとともに、内部統制の一層の充実・強化を図るため、機構の重要な審議機関としての理事会の機能強化を行い、毎年度「内部統制の推進に関する取組方針」の策定及びこれに基づく取り組みを実施している。

一方で、各種不祥事案を受け止め、適切な業務運営のためにコンプライアンス遵守の更なる徹底等、内部統制の強化が重要である。そのため機構は、理事長の強いリーダーシップのもと、内部統制委員会での検証や外部有識者、第三者委員会の助言による業務の改善等の取り組みを更に進めることにより、内部統制システムの充実を図る。また、本部と現場や教員・教官間の連携強化、安全管理上の課題への横断的な取り組み、情報共有体制の構築を進めることで不祥事案に対する信頼の回復に取り組む。

本部、練習船、学校を含め、監事監査及び内部監査を適切に行っていくことにより、監査機能の実効性の向上に努める。

###### (3) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方

針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。また、リモートワークの機能強化とあらゆる事態に対応したリモートワーク体制の実現とともに在宅勤務時のセキュリティの強化を図る。

## 2. 財務内容の改善

### (1) 保有資産の見直し

引き続き保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

### (2) 自己収入の増大

- ・ 機構は、授業料、入学検定料、入学料等の段階的引き上げ等による収入の増加を図るとともに、船舶運航実務課程等の受託業務に積極的に取り組む。
- ・ OB、関係業界、経済界、一般国民等からの寄付金を募り、自己収入の確保に取り組む。
- ・ 賛助会員の募集を推進する。

### (3) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内に設置された「調達等合理化検討会」における取り組みを推進し、また、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について、評価・公表を行う。

また、一般競争入札を原則としつつも、会計規程等に則り、随意契約によることが可能なものは実施するなど、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。

(4) 給与水準の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き、給与水準については法人の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及び妥当性の検証結果を毎年度公表する。

(5) 中期計画予算の作成

予算の適切な執行を行い、効率的な運営を図るため、引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に作成し、予算の計画的な執行を図る。

上記のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取り組みについて、着実に実施する。